

近江八幡市「市民広報リポーター」募集要項

市民が地域の魅力やイベントの取材情報などを、市広報紙などの広報媒体に掲載することにより、市民との協働による市民に親しまれる広報活動を推進することを目的として、市民広報リポーター〔愛称：赤こんリポーター〕（以下「リポーター」という。）を募集します。

応募資格

近江八幡市内に住んでいる18歳以上の人で、デジタルカメラを所有し、取材に使用することができること、および年3回程度のリポーター会議に参加できること。

募集人員 4人

募集期間 令和8年1月30日（金）～令和8年3月13日（金）

活動期間 令和8年4月中旬～令和9年3月31日

応募方法

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、Eメールアドレス、応募動機（400字以内）を明記して、Eメールで応募してください。また、Eメールの件名に「赤こんリポーター応募」と明記してください。

謝礼、取材費用など

リポーターは、ボランティアとしての活動となります。取材活動に要する経費は支給しません。また、使用される機材は自己所有のものとなります。

ボランティア保険 活動期間中は、社会福祉協議会のボランティア保険に加入します。

お寄せいただくりポート

地域の魅力やイベントの取材情報など、市民へPRすることが相応しいテーマをリポーターご自身で設定していただき、取材などにより200字程度の記事と写真などを提供していただきます。市広報紙の他、市ホームページなどに掲載し活用させていただきますが、すべて掲載できない場合がありますのでご了承願います。その他、インスタグラムへの投稿も適宜お願ひします。また、下記に該当する場合は掲載をお断りする場合があります。

- ・客観事実に基づかないもの
- ・特定の企業、事業者のみを取り上げたもの
- ・特定の主義主張（宗教、政治活動に類するものを含む）
- ・第三者の権利を侵害するもの（著作権、版権、プライバシー権、肖像権など）
- ・公共の福祉に反するもの（公序良俗に反するものを含む）
- ・近江八幡市と関連性が薄いもの
- ・近江八幡市の施策に合致しないもの
- ・その他、市の広報としてふさわしくないと判断されるもの

記事・写真の著作権など

提供いただいた記事・写真の著作権のうち同一性保持権及び頒布権並びに版権、二次利用権及び掲載メディアにおける編集権は、近江八幡市に帰属するものとします。

なお、掲載にあたっては記事の加除修正や画像の編集などをする場合があります。

その他

- ・採用されたリポーターは、氏名と住所(町名)および顔写真を市の広報媒体へ掲載します。
- ・選考結果は、3月下旬までに応募者にご連絡いたします。

応募、問い合わせ先

近江八幡市 総合政策部 秘書広報課 広聴広報グループ

TEL 0748-36-5526 E-mail : kouhou@city.omihachiman.lg.jp